⑷　福島宮城周遊コース
東北自動車道の白河インターチェンジから若柳金成インターチェンジまで、磐越自動車道のいわきジャンクションから西会津インターチェンジまで、山形自動車道の村田ジャンクションから笹谷インターチェンジまで及び常磐自動車道のいわき勿来インターチェンジから亘理インターチェンジまでの区間並びに仙台東部道路、仙台南部道路、仙塩道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。
⑸　山形宮城周遊コース
東北自動車道の白石インターチェンジから若柳金成インターチェンジまで、常磐自動車道の山元南スマートインターチェンジから亘理インターチェンジまで及び日本海東北自動車道の鶴岡ジャンクションから酒田みなとインターチェンジまでの区間並びに山形自動車道、東北中央自動車道、仙台東部道路、仙台南部道路、米沢南陽道路、仙塩道路、仙台北部道路及び仙台松島道路の全区間。
⑹　割引相互間の適用関係
本割引を受ける自動車に重複して適用される割引は、マイレージ割引に限るものとし、本割引を適用した後の料金に対してマイレージ割引を適用する。

１．⑷③イのうち、「イ又はハからヨまでのいずれかの企画割引」を「イ又はハからレまでのいずれかの企画割引」に改める。

１．⑷③ロのうち、「イ又はハからヨまでの企画割引」を「イ又はハからレまでの企画割引」に改める。

１．⑷⑥ハ⑵の次に次のとおり加える。
⑵　令和７年10月１日から令和７年10月31日まで
⑶　令和７年11月１日から令和７年11月30日まで
⑷　令和７年12月１日から令和７年12月31日まで
⑸　令和８年１月１日から令和８年１月31日まで
⑹　令和８年２月１日から令和８年２月28日まで
⑺　令和８年３月１日から令和８年３月31日まで

## 高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和７年９月30日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

３．［４］⑷③ソの次に次のとおり加える。
ツ　令和７年10月１日から令和７年10月31日まで
ネ　令和７年11月１日から令和７年11月30日まで
ナ　令和７年12月１日から令和７年12月31日まで
ラ　令和８年１月１日から令和８年１月31日まで
ム　令和８年２月１日から令和８年２月28日まで
ウ　令和８年３月１日から令和８年３月31日まで

３．［５］に掲げる表に次のとおり加える。

| | |
|---|---|
| 近畿自動車道名古屋神戸線<br>八幡京田辺インターチェンジの入口及び出口 | 令和７年10月３日から料金の徴収期間が満了する日まで |
| 京都縦貫自動車道<br>園部インターチェンジの入口及び出口 | 令和７年10月15日から料金の徴収期間が満了する日まで |
| 京都縦貫自動車道<br>京丹波みずほインターチェンジの入口及び出口 | 令和７年10月21日から料金の徴収期間が満了する日まで |
| 京都縦貫自動車道<br>舞鶴大江インターチェンジの入口及び出口 | 令和７年10月28日から料金の徴収期間が満了する日まで |

## 管理有料高速道路「関門トンネル」の料金の額及び徴収期間の変更公告

日本道路公団が公告した管理有料高速道路「関門トンネル」の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

令和７年９月30日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　芝村　善治

記

２料金の項を次のとおり改める。

２　料金

⑴　料金の額
１回の通行に係る料金の額は、次表の額（単位：円）に、消費税法（昭和63年法律第108号）に定める消費税（以下「消費税」という。）の税率とその率に地方税法（昭和25年法律第226号）に定める地方消費税（以下「地方消費税」という。）の税率を乗じた率との合算値に１を加算した値（以下「消費税率」という。）を乗じ、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った後の額とする。

| 軽自動車等 | 普通車 | 中型車 | 大型車 | 特大車 | 軽車両等 |
|---|---|---|---|---|---|
| 97.088 | 142.858 | 194.175 | 238.096 | 380.953 | 20.000 |

㈱　上表において、「軽自動車等」、「普通車」、「中型車」、「大型車」、「特大車」及び「軽車両等」とあるのは、それぞれ別表の自動車の車種区分をいう。

⑵　割引制度
①　回数券割引
イ　割引をする自動車
回数券により本道路を通行する全自動車。
ロ　割引率
割引率は20パーセント以下とする。
②　障害者割引
イ　割引をする自動車
身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第４項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年９月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）若しくは当該事務所を設置していない町村又は西日本高速道路株式会社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、以下の⑴又は⑵の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。
⑴　手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。